

第2期

雨竜町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

雨竜町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 関連計画との関係.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の策定方法.....	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境	4
1. 少子化の動向.....	4
2. 子育て支援の状況.....	7
3. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境.....	8
第3章 第1期計画の実施状況	13
1. 児童数の状況.....	13
2. 教育・保育事業の状況.....	14
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	15
第4章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念.....	19
2. 計画の基本的な視点.....	20
第5章 子ども・子育て支援事業計画	21
1. 子ども・子育て支援制度の概要.....	21
2. 教育・保育提供区域の設定.....	23
3. 児童人口の将来推計.....	24
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	25
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	26
6. 教育・保育の一体的提供の推進.....	31
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	32
8. 関連施策の展開.....	32
第6章 計画の推進体制	35
1. 市町村等の責務.....	35
2. 計画の推進に向けた役割.....	35
3. 計画の推進に向けた3つの連携.....	37
4. 計画の点検・評価・改善.....	38

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「雨竜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

「第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「雨竜町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

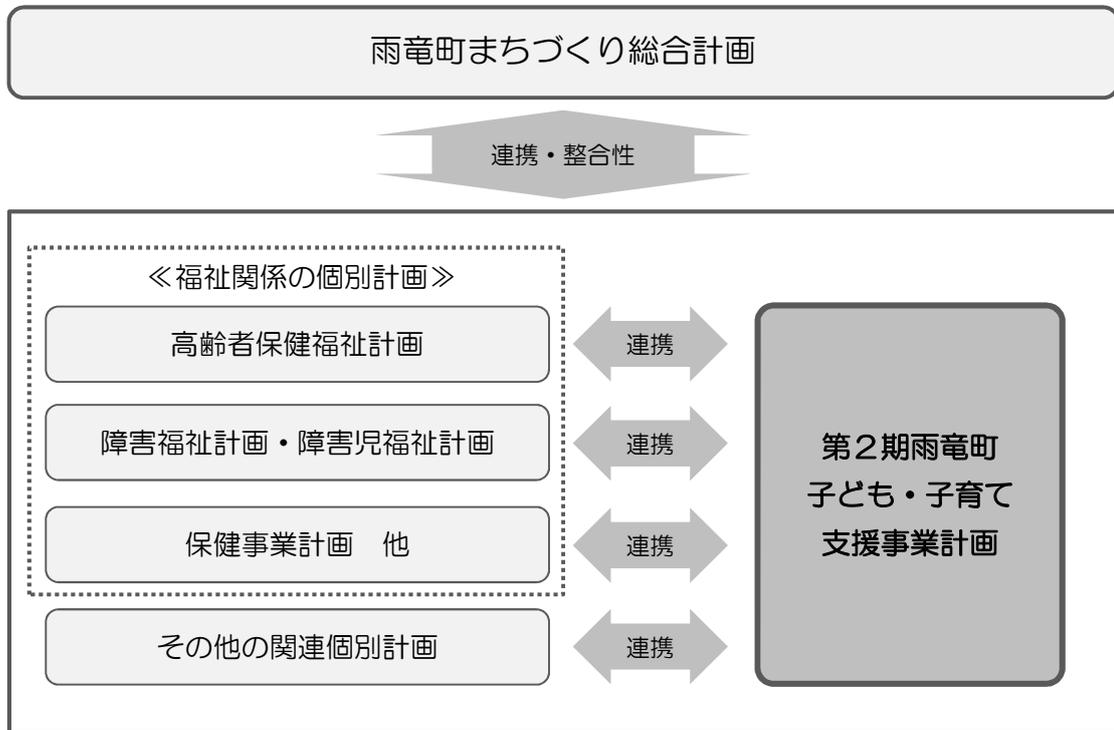
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「雨竜町まちづくり総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

この計画は「雨竜町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、保健事業計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



4. 計画の期間

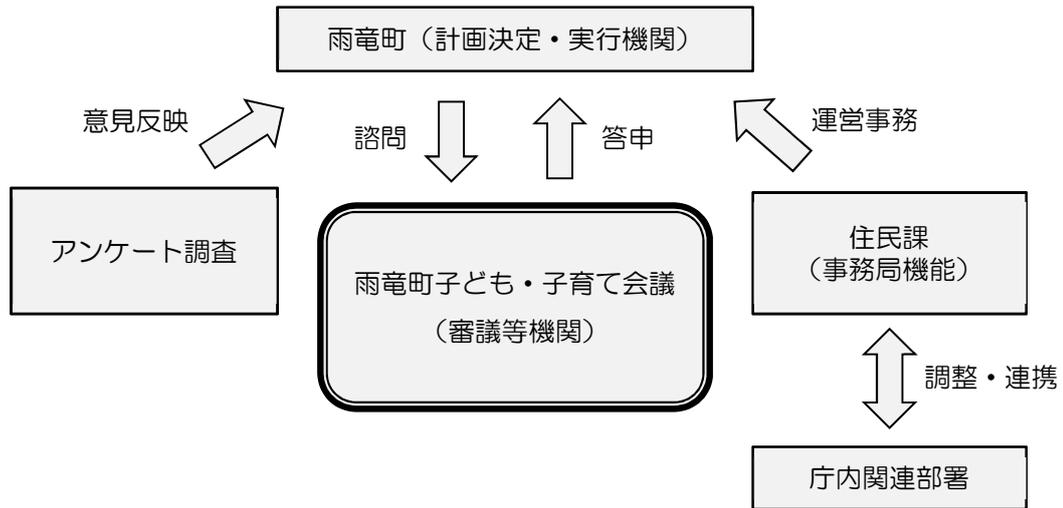
第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
雨竜町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期雨竜町子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「雨竜町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケートの実施

雨竜町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

■調査の概要

調査対象	雨竜町に在住する就学前児童、小学生の保護者全員（104世帯）
調査期間	平成30年12月
調査方法	郵送等による配布、保育園・小学校による回収 （保育園を利用していない就学前児童の保護者は郵送による回収）

■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童・ 小学生の保護者	104	58	0	58	55.8

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

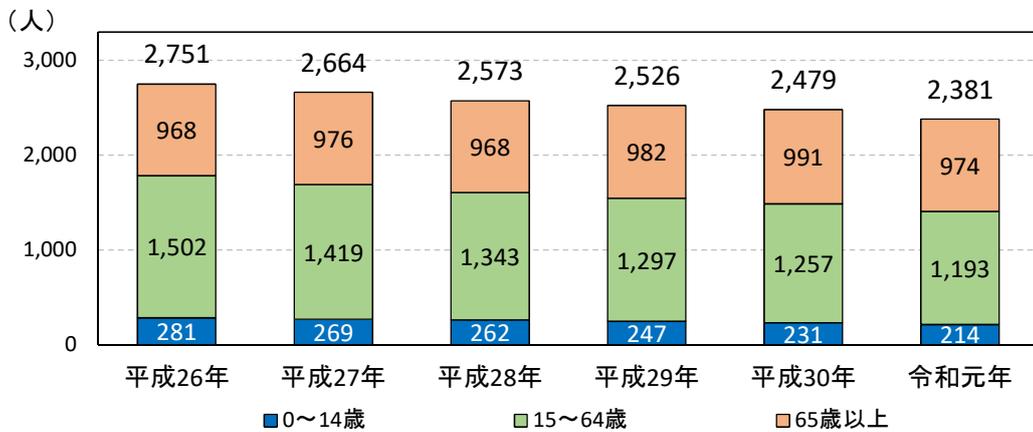
1. 少子化の動向

(1) 雨竜町の人口推移

本町の人口は、平成26年の2,751人から令和元年の2,381人と370人減少しています。

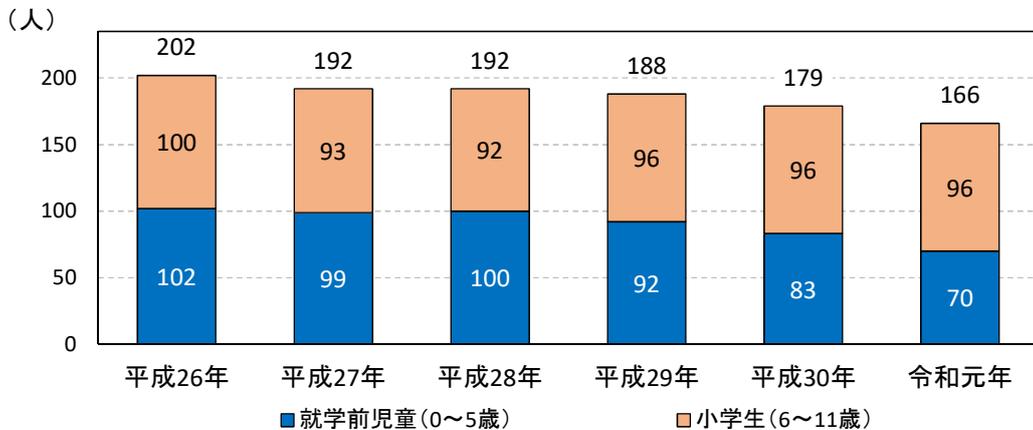
年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は年度ごとの増減はあるものの、平成26年の968人からほぼ横ばいで推移しています。0～14歳、15～64歳は、平成26年から一貫して減少しています。

■年齢区分ごとの人口推移



小学生以下の児童人口についても、減少傾向で推移しています。小学生はほぼ横ばいですが、就学前児童では減少が著しい状況です。

■小学生以下児童人口の推計

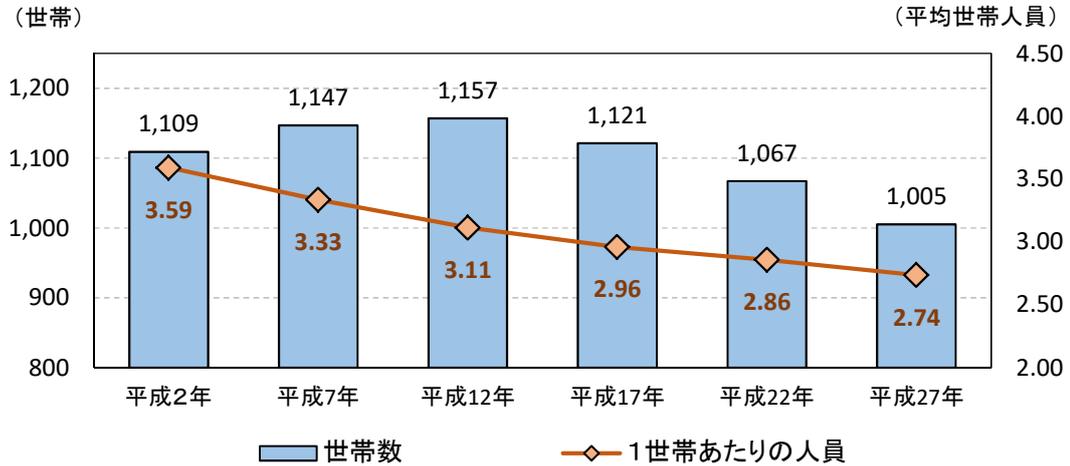


(2) 世帯の推移

国勢調査による世帯数は、平成12年の1,157世帯をピークとして以降減少に転じており、平成27年は1,005世帯となりました。

また、1世帯あたりの人員は、平成2年の3.59人から一貫して減少しており、平成27年には2.74人になるなど、核家族化の進行が顕著にみられます。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

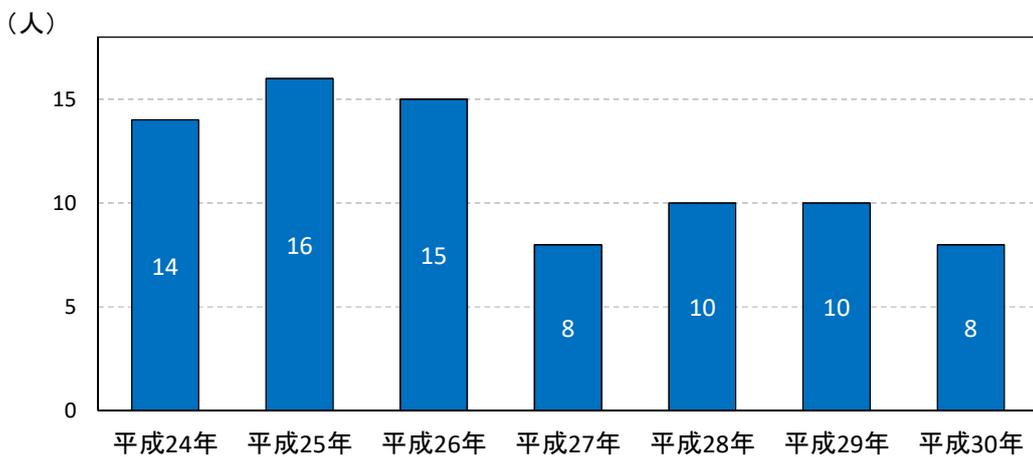


資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

平成24年以降の出生数は、平成25年の16人が最も多いですが、平成27年以降は10人以下で推移しています。

■出生数の推移



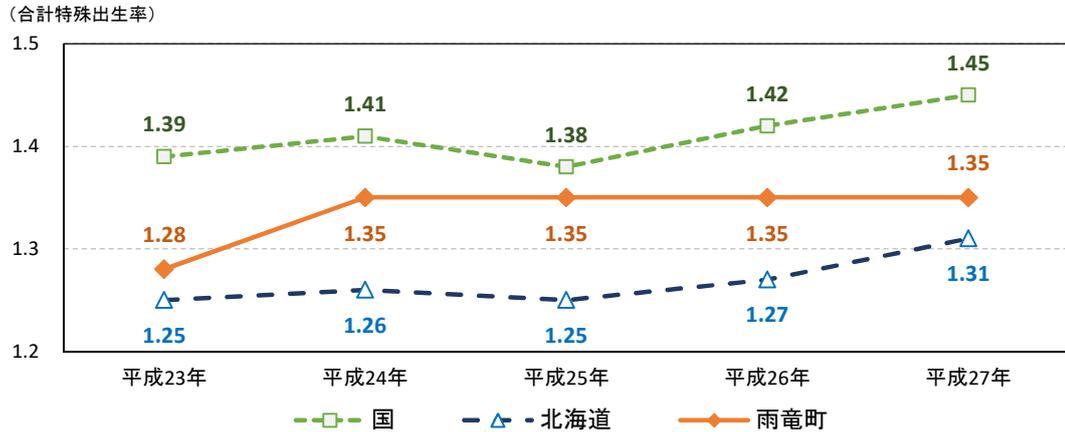
資料：人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

雨竜町の合計特殊出生率は、北海道の水準より高いものの、国水準より低くなっています。

■合計特殊出生率の推移



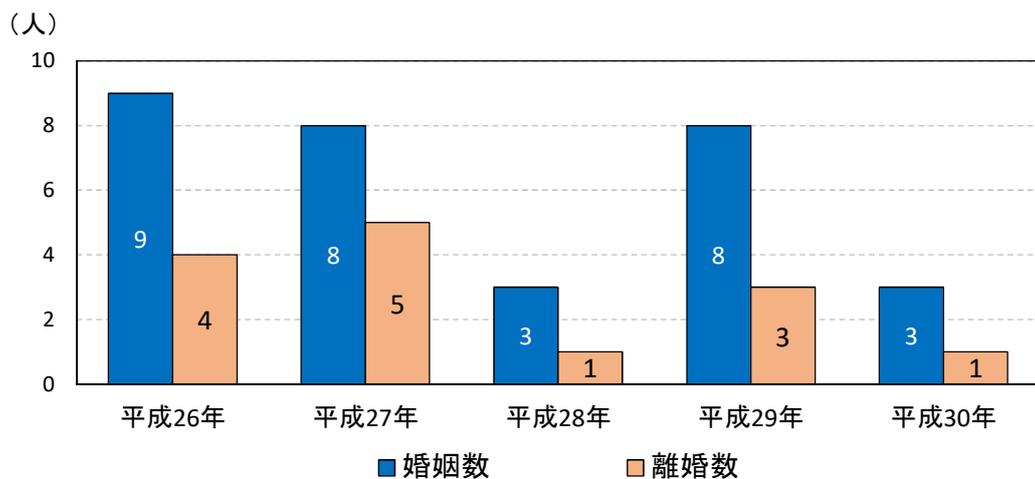
資料：道北地域保健情報年報

(5) 婚姻と離婚

婚姻については、平成26年以降は毎年10件未満となっており、平成28年及び平成30年は3件で最も少なくなっています。

また、離婚については、平成27年が5件で最も多く、平成28年及び平成30年が1件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移

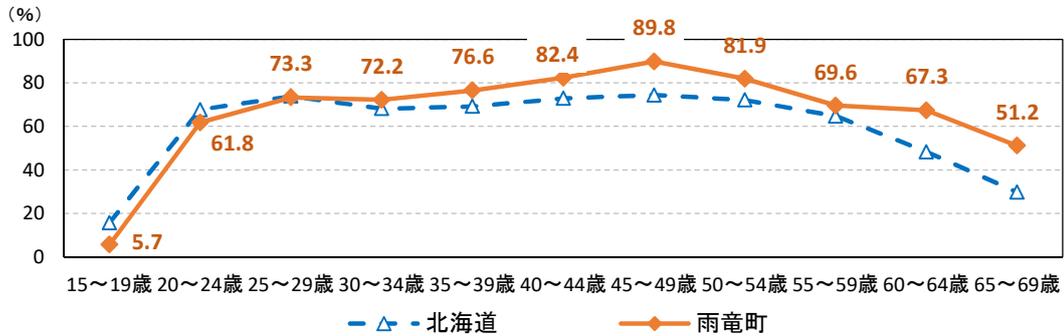


資料：雨竜町

(6) 女性の就労状況

雨竜町における女性の就労率を北海道と比較してみると、30歳以上のすべての階層で北海道を上回っており、就労率は非常に高いといえます。

■女性の就労率



資料：平成27年国勢調査

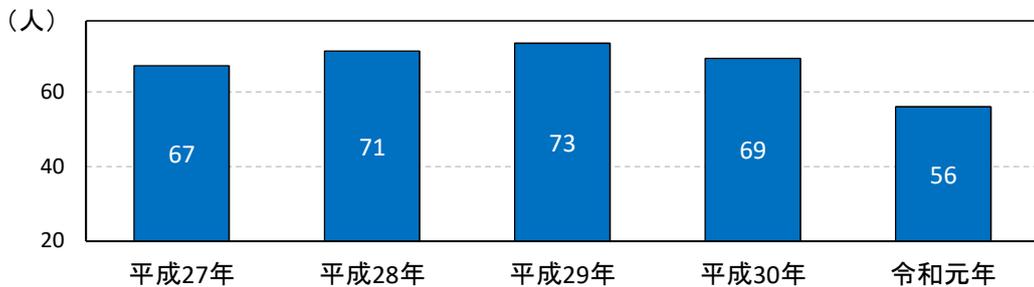
2. 子育て支援の状況

(1) 保育園利用者の状況

保育園利用者数は、平成29年の73人をピークとして減少に転じ、令和元年は56人となっています。

令和元年度の定員に対する利用者数をみると、すべての年度において定員を下回っています。

■保育園利用者の推移（各年5月1日現在）

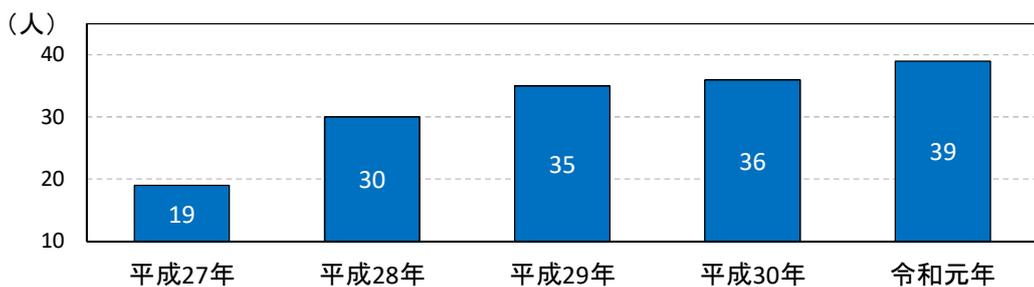


資料：雨竜町

(2) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成27年以降増加しており、令和元年は39人で、平成27年から20人増加しています。

■放課後児童クラブ利用者の推移（各年4月1日現在）

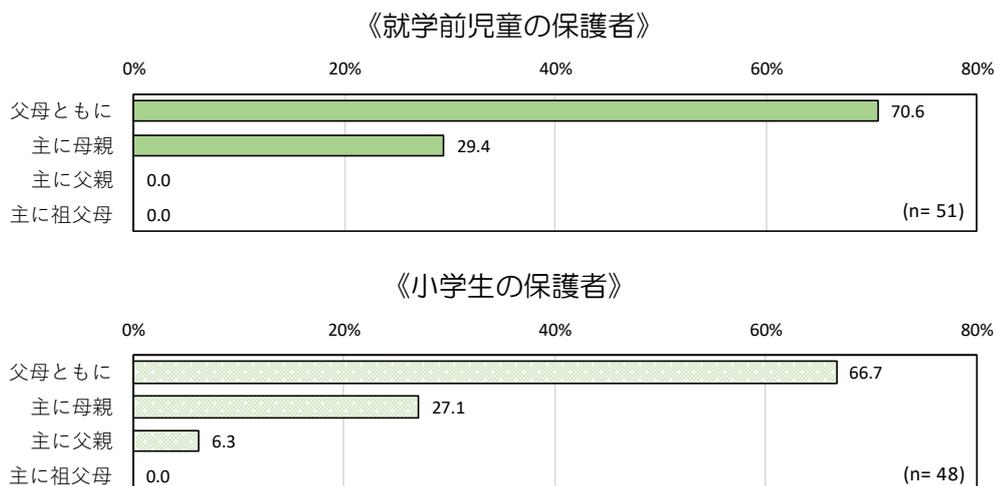


資料：雨竜町

3. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

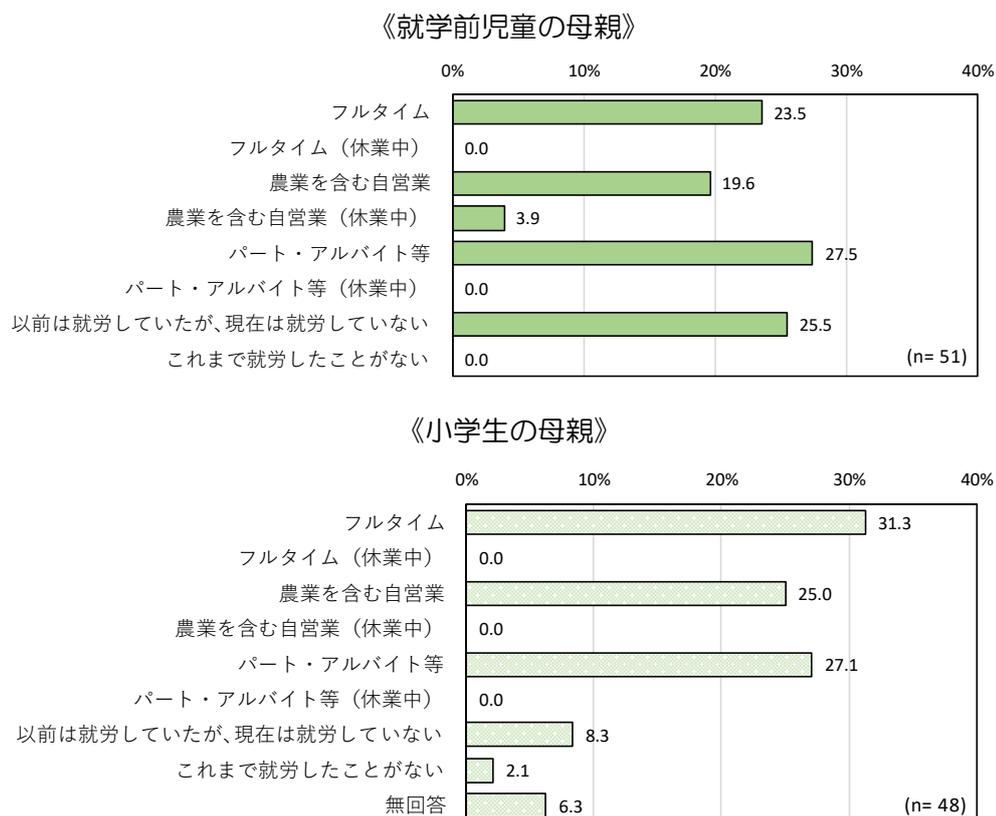
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が70.6%で最も多く、次いで「主に母親」が29.4%が続いています。また、小学生の保護者でも「父母ともに」が66.7%で最も多く、次いで「主に母親」が27.1%が続いていますが、「主に父親」も6.3%となっています。



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が27.5%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.5%が続いています。また、小学生の母親では「フルタイム」が31.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が27.1%が続いています。



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況等（就学前児童）

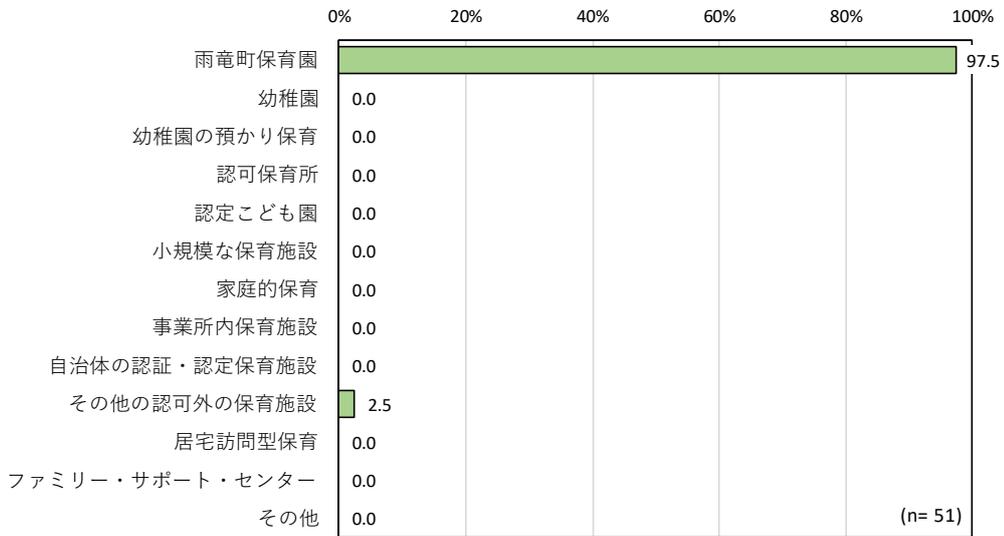
定期的な教育・保育事業を「利用している」人は78.4%、「利用していない」人は19.6%となっています。

利用している教育・保育事業は、「雨竜町保育園」が97.5%で突出して多くなっています。

《教育・保育事業の利用状況》



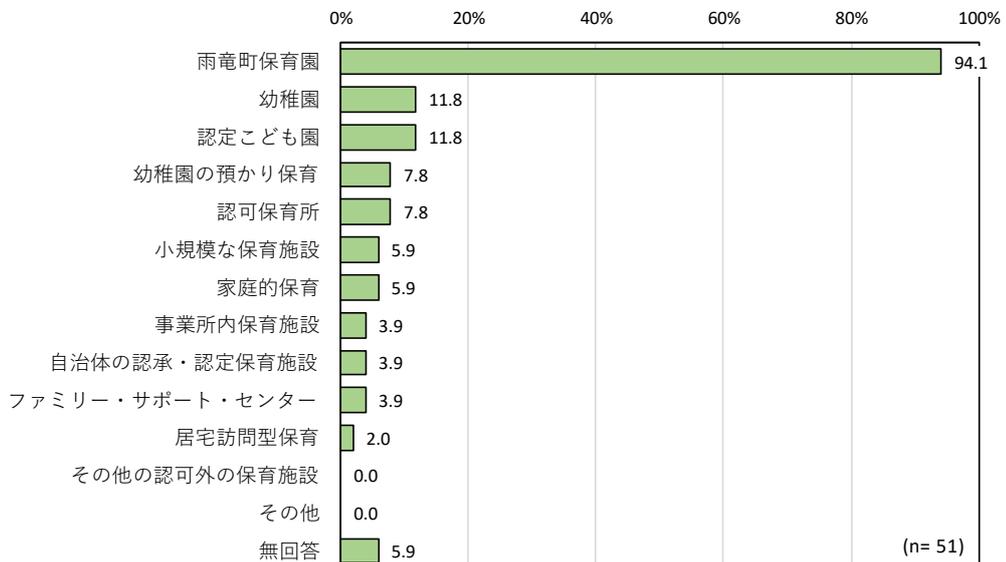
《利用している教育・保育事業》



(4) 教育・保育事業の今後の利用意向（就学前児童）

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「雨竜町保育園」が94.1%で突出して多く、次いで「幼稚園」「認定こども園」がともに11.8%が続いています。

《今後利用したい教育・保育事業》



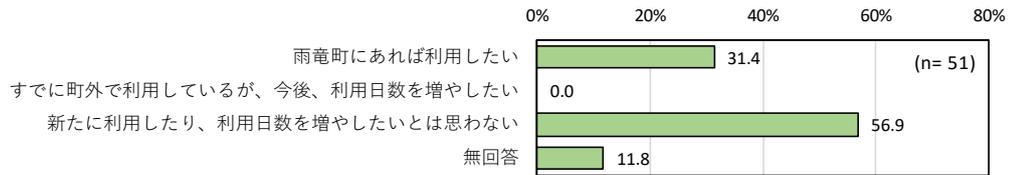
(5) 子育て支援センター等の利用状況等（就学前児童）

子育て支援センター等を利用している人は、町内では15.7%、町外では13.7%となっています。今後の利用意向については、「雨竜町にあれば利用したい」が31.4%となっています。

《現在の利用状況》



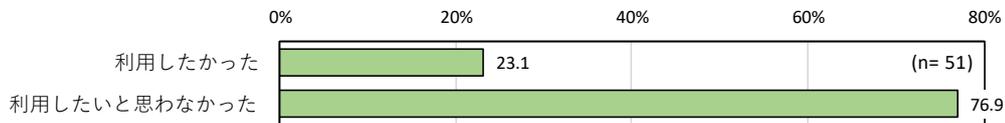
《今後の利用意向》



(6) 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育事業の利用者）

教育・保育事業の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育の利用意向をお聞きしたところ、「利用したかった」と回答した人は23.1%となっています。

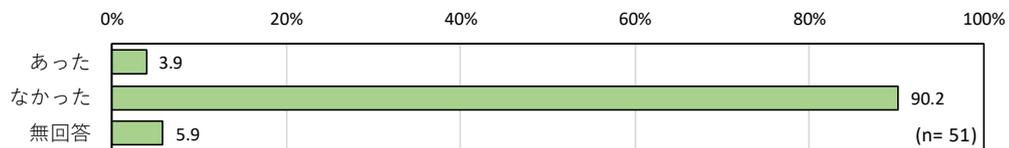
《利用希望》



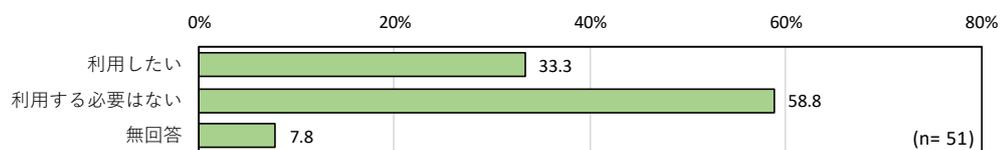
(7) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は3.9%です。今後の利用意向については、「利用したい」人は33.3%、「利用する必要はない」人は58.8%となっています。

《現在の利用状況》



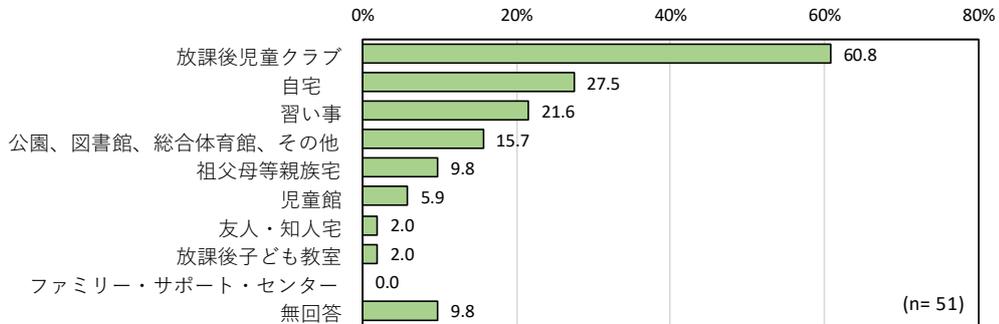
《今後の利用意向》



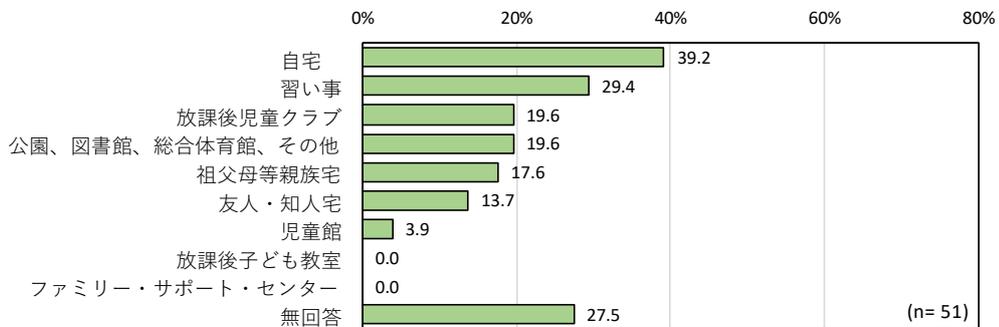
(8) 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が60.8%で最も多く、次いで「自宅」が27.5%が続いています。また、小学校高学年の間では「自宅」が39.2%で最も多く、次いで「習い事」が29.4%が続いており、「放課後児童クラブ」は19.6%となっています。

《小学校低学年の間の希望》



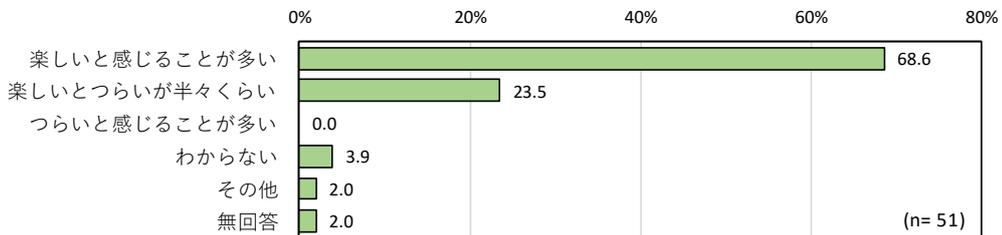
《小学校高学年の間の希望》



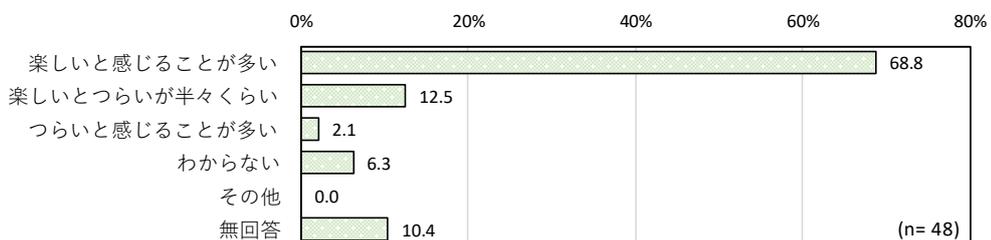
(9) 子育て・教育で感じること

保護者に、子育て・教育での感じ方をお聞きしたところ、「楽しいと感じることが多い」と回答した人は就学前児童・小学生の保護者ともに約7割となっています。また、「つらいと感じることが多い」と回答した人は、就学前児童の保護者ではいみせんでしたが、小学生の保護者では2.1%となっています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

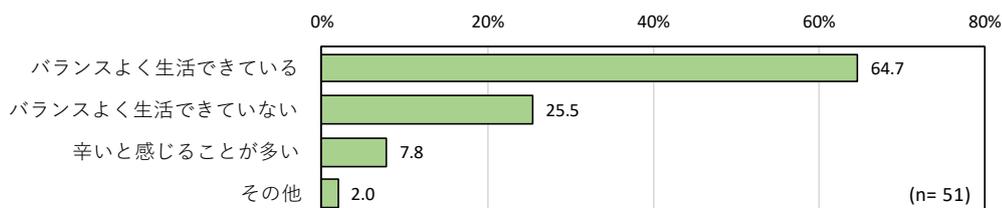


(10) 生活の中で「仕事」と「生活」をバランス

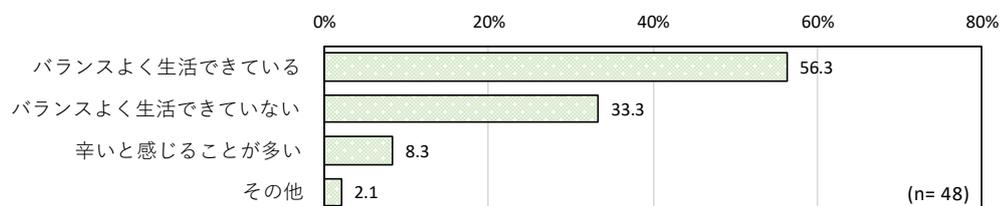
保護者に、生活の中で「仕事」と「生活」のバランスをお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「バランスよく生活できている」が64.7%で、「バランスよく生活できていない」(25.5%)を39.2ポイント上回っています。また、小学生の保護者では、「バランスよく生活できている」が56.3%で、「バランスよく生活できていない」(33.3%)を23.0ポイント上回っていますが、就学前児童の保護者と比べてその差は16.2ポイント減少しています。

なお、どちらの保護者も「辛いと感じることが多い」は約8%となっています。

《就学前児童の保護者》



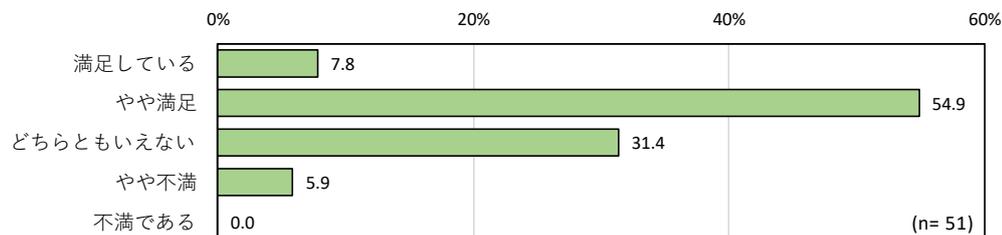
《小学生の保護者》



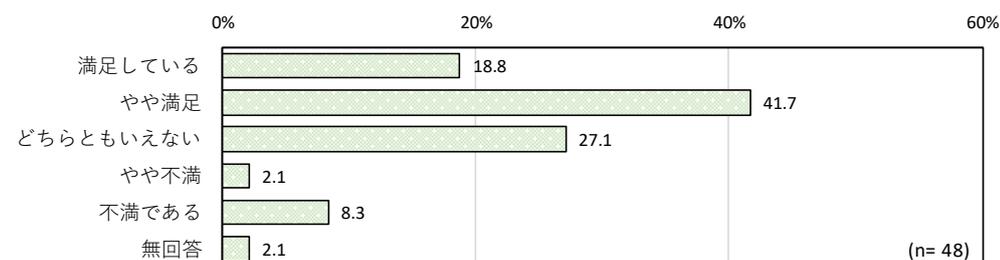
(11) 子育ての環境や支援への満足度

保護者に、雨竜町での子育て環境や支援への満足度をお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「満足している」(7.8%)、「やや満足」(54.9%)の合計は62.7%となっています。また、小学生の保護者では「満足している」(18.8%)、「やや満足」(41.7%)の合計は60.5%で、就学前児童の保護者の割合を2.2ポイント下回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



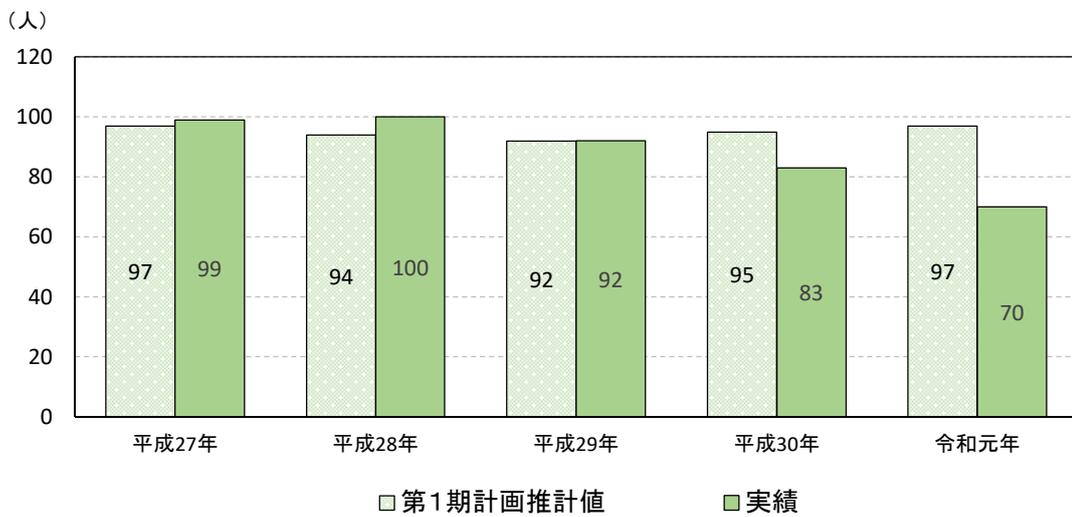
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

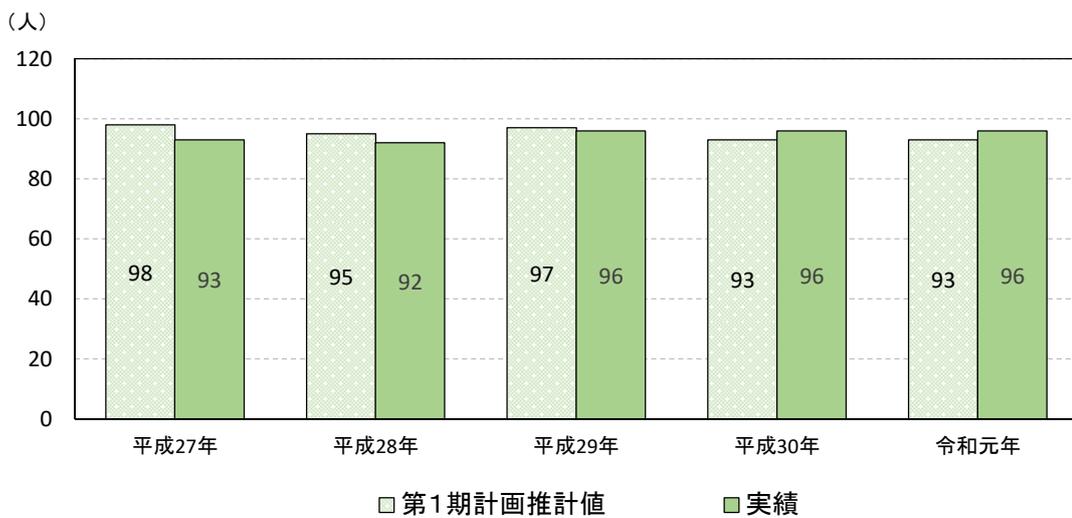
第1期雨竜町子ども・子育て支援プランで推計した児童数を実績値と比較すると、平成29年までの就学前児童数の実績値は推計値を以上で推移していましたが、平成30年以降は実績値が推計値を下回っており、令和元年は乖離が大きくなりました。

一方、小学生児童数では、各年とも実績値と推計値では大きな差はありません。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	5	5	4	5	4
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	5	7

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	29	28	27	27	27
	確保方策		90	90	90	90	90
実 績			51	53	55	44	36

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

①0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	0	2	2	2	2
	確保方策		6	6	6	6	6
実 績			1	5	4	3	—

②1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	13	13	12	13	14
	確保方策		24	24	24	24	24
実 績			16	18	17	18	12

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行うものです。

雨竜町では、特設窓口等の設置はありませんが、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	実施か所	—	—	—	—	—
実績		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行うものです。

本事業は、ニーズ調査による利用の希望がないことから、雨竜町では実施していません。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成27年度と平成29年度では量の見込みを上回りましたが、その他の年度では下回る実績となりました。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	13	13	13	13	13
	確保方策	13	13	13	13	13
実績		15	10	15	12	12

■妊婦健康診査受診回数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	182	182	182	182	182
	確保方策	182	182	182	182	182
実績		210	140	210	168	168

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業で、保健師等が新生児期から生後2か月頃に家庭訪問等により、母子の健康状態の把握や相談・支援を行っています。

計画期間において、母子保健法に基づく乳児家庭への訪問対応を実施しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			18	15	6	9	9

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる」と訪問員が判断した場合に、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

計画期間において、養育支援訪問事業の実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

町に事業を行う組織や施設がなく、ニーズ調査による利用の希望もないことから実施していません。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	—	—	—	—	—
	確保方策		—	—	—	—	—
実 績			0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。

雨竜町に事業を行う組織や施設がなく、ニーズ調査による利用の希望もないことから実施していません。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人 日	—	—	—	—	—
	確保方策		—	—	—	—	—
実 績			0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

雨竜町では幼稚園がないため、①一時預かり事業（幼稚園型）は実施していません。また、②一時預かり事業（幼稚園型を除く）については、ニーズ調査による利用の希望はありますが、人員の確保等、体制の整備が困難なことから実施していません。

①一時預かり事業（幼稚園型）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人 日	—	—	—	—	—
	確保方策		—	—	—	—	—
実 績			0	0	0	0	—

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人 日	2	2	2	2	2
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(9) 延長保育事業

保育園において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。雨竜保育園では、16時半から18時まで延長保育を行っています。

各年度とも量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人 日	13	13	13	13	13
	確保方策		20	20	20	20	20
実 績			18	26	26	28	—

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

雨竜町では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人 日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	—

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が仕事などで昼間、家にいない家庭の子ども達（小学生）に対して、放課後等に学校内の専用施設や余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

各年度とも概ね量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	14	14	14	14	14
	低学年		10	10	10	10	10
	高学年		4	4	4	4	4
	確保方策		30	30	30	30	30
実 績			19	30	35	36	39
1年生			6	14	10	14	14
2年生			5	7	13	7	14
3年生			4	5	6	11	4
4年生			4	3	5	2	7
5年生			0	1	1	1	0
6年生		0	0	0	1	0	

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくることを雨竜町としてバックアップします。

雨竜町では、無限の可能性を持つ子ども達が健やかに成長してもらい、生きる力を育みながら、子ども達と保護者が輝かしい未来に向かって歩んでほしいとの考えから、子ども子育て支援事業計画において基本理念を定めました。

本計画においても、子ども子育て支援事業計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

基本理念

子ども達の健やかな成長と
輝く未来をめざして

～みんなで応援・みんなと協力・みんなが安心・健やか子育てタウン・雨竜町～

2. 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(2) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

(3) 社会的視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
養育している者に必要な支援 その他の子ども及び子どもを	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- 雨竜町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、雨竜町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、雨竜町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童は、大きく減少する見込みとなっています。

小学生児童では令和2年度に一旦増加しますが、令和3年度以降は減少する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	9	8	7	7	7	6
1歳	8	10	8	7	7	7
2歳	9	8	10	8	7	7
3歳	13	9	8	10	8	7
4歳	12	13	9	8	10	8
5歳	19	12	13	9	8	10
合計	70	60	55	49	47	45

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6歳	18	19	12	13	9	8
7歳	17	18	19	12	13	9
8歳	19	17	18	19	12	13
9歳	18	20	18	19	20	12
10歳	14	18	19	17	18	19
11歳	10	14	18	18	17	17
合計	96	106	104	98	89	78

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	3	3	2	2	2
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足 (②-①)		2	2	3	3	3

【確保方策の考え方】

町内には幼稚園がないため、雨竜町保育園での受け入れを行い、量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	28	25	22	21	20
確保方策 ②		85	85	85	85	85
過不足 (②-①)		57	60	63	64	65

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

(3) 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	3	3	3	3	2
確保方策 ②		6	6	6	6	6
過不足 (②-①)		3	3	3	3	4

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	15	15	12	11	11
確保方策 ②		24	24	24	24	24
過不足 (②-①)		9	9	12	13	13

【確保方策の考え方】

雨竜町保育園で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

特設窓口等の設置は行わず、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	3	3	3	3	3
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△3	△3	△3	△3	△3

【確保方策の考え方】

ニーズ調査による利用の希望はあるものの、雨竜町に事業を行う施設がないため、計画期間内における実施の予定はありません。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【受診券発行者数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	8	7	7	7	6
確保方策 ②		8	7	7	7	6
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【健診回数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	回	112	98	98	98	84
確保方策 ②		112	98	98	98	84
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	8	7	7	7	6
確保方策 ②		8	7	7	7	6
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

これまで対象となる世帯がないため、量の見込みはないと見込んでいますが、乳児家庭全戸訪問事業等で対象者を把握した場合は適切に対応します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町と子育て短期支援事業は実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
低学年		0	0	0	0	0
高学年		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町と子育て援助活動支援事業は実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

【幼稚園型】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【幼稚園型を除く】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	4	3	3	3	3
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△4	△3	△3	△3	△3

【確保方策の考え方】

現在は保育士等の確保が困難な実情から、一時預かりは行っていません。ニーズ調査では利用希望があることから、計画期間内において一時預かりの実施可否の検討を進めていくこととします。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	27	27	27	27	27
確保方策 ②		30	30	30	30	30
過不足(②-①)		3	3	3	3	3

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	8	8	7	7	6
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△8	△8	△7	△7	△6

【確保方策の考え方】

ニーズ調査では病児保育事業の利用希望者がいますが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	39	33	31	28	23
1年生		12	7	8	6	5
2年生		10	10	6	7	5
3年生		8	8	9	6	6
4年生		5	4	4	5	3
5年生		3	3	3	3	3
6年生		1	1	1	1	1
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足 (②-①)		1	7	9	12	17

【確保方策の考え方】

現状の体制で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。本町の就学前児童数は減少傾向にあり、教育・保育施設としては、「雨竜町保育園」のみであるため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

ただし、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討します。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子ども達の「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、雨竜町障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、その利用料金は償還払いを基本とします。給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. 関連施策の展開

(1) 子育て家庭への支援

取組	取組内容
子育て支援サービスの充実	<p>子育ての悩みや不安を感じている保護者が少ないことから、それらを解消すべく、子育てに必要な様々な情報提供や相談体制の充実、子育て支援の環境づくりを推進します。</p> <p>妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行えるよう子育て世代包括支援センターの設置に向け検討します。</p>
子どもと母親の健康確保	<p>子ども達が健やかに生まれて健康に育つことができること。また、妊婦の方が安全に出産し、子育てできる環境づくりを推進します。</p> <p>各種健診を受診することにより病気を早期に発見することができることから、各種健診の受診について積極的に推進します。</p> <p>また、正しい食事の摂取が望ましいとの考えから食への関心を高め、栄養バランスの偏り等をなくすために、食育について学ぶ機会や情報提供を推進します。</p>
子育て支援のネットワークづくり	<p>核家族化が進み、夫婦と子どもだけという世帯構成の割合が多くなり、周囲から子育てや育児について話を聞く状況が少なくなり、子育て全般に不安を持っている夫婦が少なくない状況です。</p> <p>一方で、インターネット等による情報化社会の中で情報が氾濫している状況もあります。数多くの情報を取捨選択し、有効で有意義な情報を提供することにより少しでも育児不安を解消するための居場所や事業として今後も推進します。</p>

(2) 子育てと仕事両立支援

取組	取組内容
保育サービスの充実	<p>町では、町社会福祉協議会に運営を委託している保育園を1園設置しています。保育園では6か月以上の乳児から保育を実施しているとともに午後4時30分から1時間30分の延長保育を実施しています。</p> <p>年々保護者の保育に関するニーズ変化や多種多様化していることから、今後も保護者ニーズを的確に把握し、その内容を踏まえてさらなるサービスの充実を図ります。</p>
仕事と子育てに関する情報提供相談体制	<p>子どもを出産後も職場を辞することもなく、育児と両立しながら働くことを希望する女性の割合が近年相当数増加しており、両立に対する支援推進は、喫緊の大きな課題となっています。</p> <p>仕事と子育てを両立しやすい環境も従前より整備されつつありますが、家庭内でも両立を支援すべく、意識啓発や情報提供をさらに推進します。</p>
男性の子育て参加の推進	<p>女性の社会進出により、育児の分担化も家庭内でかなり進行し、男性が子育てに積極的に参加する状況が進みました。さらなる男性の子育て参加推進を図るための啓発や情報提供、事業を計画し推進します。</p>
放課後児童対策の充実	<p>就労等により昼間家庭に保護者がいない小学生児童に対し、学校放課後に安全に過ごすことのできる居場所の確保を図ります。また、今後も保護者のニーズを的確に把握し、その内容を踏まえてさらなるサービスの充実を図ります。</p> <p>また、国が進めている新・放課後子どもプランへの対応を行い、放課後子ども教室など、子どもの放課後の居場所の充実に努めるとともに、関連部局との連携強化を図ります。</p>

(3) 子どもと子育てに優しい環境整備

取組	取組内容
次代の親の育成	<p>核家族化が進んでいる現代社会、雨竜町においても1世帯あたりの子どもの数が確実に減少しています。また、家族構成も祖父母と孫が同居する三世代の家庭も減少している状況です。</p> <p>多くの家族とのふれあいの中で成長したことが少ない現在の子ども達にとって、中学生が保育園訪問で園児とふれあうことにより優しい心や人を思いやる心を培うことができます。また、高齢者とふれあうことによって相互に優しい心を育める、保育園児と高齢者の交流機会の充実を図ります。</p>

取組	取組内容
思春期保健対策の充実	<p>思春期は、身体的・性的・精神的に急速に発育、発達する時期です。性に関する無理解無関心は、自身の健康のみならず次世代に大きな影響を与えるため、正しい情報や知識が必要です。</p> <p>人工妊娠中絶や若年出産等の増加が問題になっていることから、今後も引き続き、性に関する教育・指導・情報提供を行っていきます。</p> <p>また、近年薬物乱用や喫煙の低年齢化も問題になっており、薬物の恐ろしさや喫煙や飲酒をすることによる人体への悪影響や周囲への影響等、身体に害があることについて啓発し、子どもの薬物使用や喫煙、飲酒の防止を図ります。</p>
子どもの健全育成	<p>子どもの数は確実に減少の一途を辿っていますが、生きる力を育み、子どもの健全育成と自主参加活動の機会として、異年齢間交流が可能な子ども会活動・様々な体験活動ができるちびっこチャレンジ教室等の推進に努めます。</p> <p>また、仲間づくりと健康な身体、強い精神力を培うために最適であるスポーツ少年団活動を通じて、子ども達の健全な精神と身体の成長を図ります。</p>
子どもの安全確保	<p>平成18年度に子ども見守り隊が発足し、子ども達を不審者や事故等から守るための各種活動をしています。また、商工会の協力により子ども110番の家を設置して、緊急時の避難場所として子どもの安全を確保しています。</p> <p>悲惨な交通事故や火災に遭うことのないよう、保育園や学校においては、交通安全教室・防火防災教室を行っており、引き続き関係機関と連携のもと開催をしていきます。</p> <p>また、情報が氾濫している情報化社会の現在、有害情報が常に子どもを取り巻いています。インターネットや携帯電話等により有害情報を取得したことにより、子ども達が事故や事件に巻き込まれることのないよう、学校や地域、関係機関と連携して防止対策を行います。</p>
児童虐待対策の充実	<p>要保護児童対策協議会及び関係機関が連携して、児童虐待や妊婦に対する暴力行為の早期発見・早期保護を行い、悲惨な事故を起こさずに問題の早期解決を図ることと同時に子ども達が健やかに成長していくために地域全体で子どもを守る体制等の環境づくりに寄与します。</p> <p>また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討を行い、児童虐待に関する一元的な相談窓口の機能提供を図ります。</p>
特別な支援が必要な子どもの受入推進	<p>保育園及び放課後児童クラブにおいて、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れに努めます。</p>

第6章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。また、「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。
事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。
国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりは地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することをめざします。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

4. 計画の点検・評価・改善

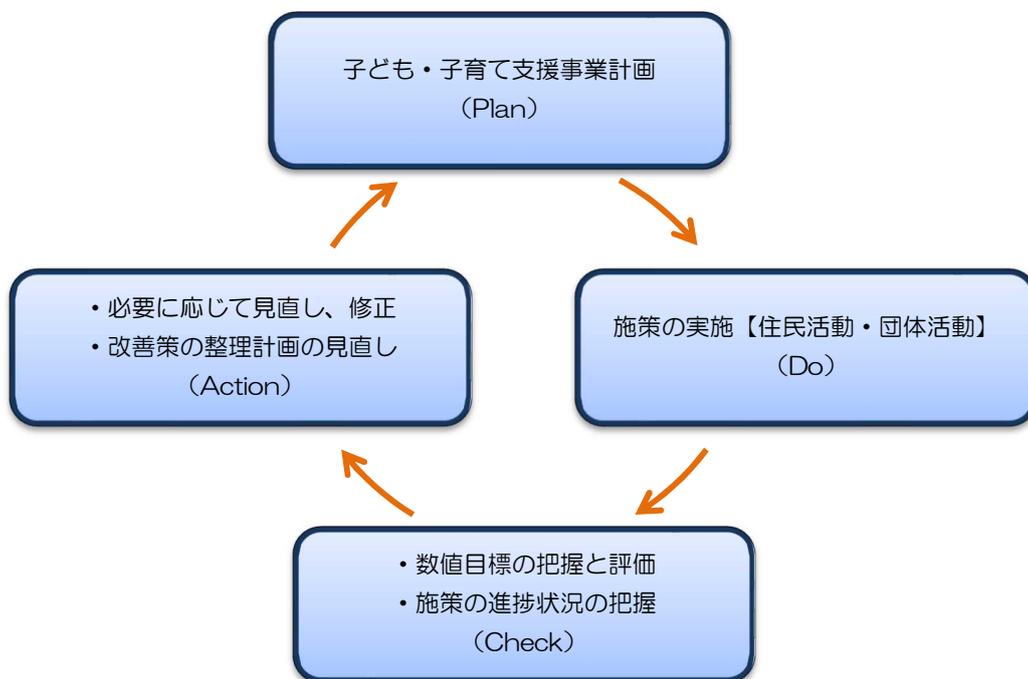
(1) 計画の点検・評価と見直し

事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育てに関する会議等において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

点検・評価の主たる対象は、子ども・子育て支援法に基づき、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた事業とします。

なお、本計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。



(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。